

村山市監査委員公告第8号

監査の結果に基づき講じた措置について

地方自治法第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき講じた措置について公表します。

令和3年3月12日

村山市監査委員 古瀬 忠 昭

村山市監査委員 寺崎 智 広

1. 監査の種類
令和2年度 定例監査
2. 措置を講じた対象課等
別紙のとおり
3. 監査の期間
別紙のとおり
4. 監査の結果及び講じた措置内容
別紙のとおり

【ちぐさ認定こども園、富本認定こども園】

監査の期間：令和2年8月19日から令和2年9月16日

監査の結果	措置状況
《指摘事項》 時間外勤務手当の支給について 時間外勤務手当の算出を誤って支給し、返納すべきものがある。週休日を勤務日とした日の時間外勤務手当の算出単価を、誤って135/100で計算していた。125/100が正しい。	9月分給与で、誤って支給した時間外勤務手当の算出単価135/100と、本来支払うべき算出単価125/100の差額を調整した。 今後、子育て支援課において、施設での週休日の振替など「振替勤務の一覧表」を作成して管理することとした。

【楯岡小学校、西郷小学校、大久保小学校、戸沢小学校】

監査の期間：令和2年8月25日から令和2年9月16日

監査の結果	措置状況
《注意事項》 教育施設の使用に係る申請書類について 教育施設の使用において、減免措置の対象となる減免申請書の記載がない等の書類不備が見受けられた。 教育施設の目的外使用に関しては、「村山市教育施設使用条例」及び「村山市教育施設使用規則」に基づき適正な処理をされるとともに、事務の執行にあたっては、「村山市文書管理規程」及び「村山市事務決裁規程」に基づいた適正な執行をされたい。	〔学校教育課〕 各学校において、施設利用団体説明会等の中で教育施設の使用に係る申請書類の記載について、説明・指導を徹底する。 記載例を作成するなどして、受付担当職員への啓発を徹底する。 〔各学校〕 「村山市教育施設使用条例」及び「村山市教育施設使用規則」を再確認して、今後は誤りのないよう複数の職員でチェック体制を整え、適正な事務執行を行う。

【政策推進課】

監査の期間：令和2年9月16日から令和2年10月1日

監査の結果	措置状況
《指摘事項》 時間外勤務手当の支給について 時間外勤務手当の算出を誤って支給し、追給、返納すべきものがある。 〔追給〕週休日の振替を行った日の時間外勤務手当の算出単価を、誤って125/100で支給していた。135/100が正しい。また、	該当職員に係る追給分、返納分を再計算し、11月給与にて調整する。 今後、時間外勤務手当の計算にあたっては、計算後に時間外単価などを再度チェックすることを徹底し、再発防止に努める。 なお、会計年度任用職員については、時

<p>週休日の勤務について、単価、集計の誤りがあった。</p> <p>〔返納〕週休日を勤務日とした日の時間外勤務手当の算出単価を、誤って 135/100 で支給していた。125/100 が正しい。また、会計年度任用職員（週 35 時間勤務）について、算出単価を誤って時間外勤務手当の計算をしていた。</p>	<p>間外勤務手当の算出単価に誤りはなかった。今後、勤務予定表及び勤務報告書を作成し、適正な管理を行っていく。</p>
---	---

【財政課】

監査の期間：令和 2 年 10 月 1 日から令和 2 年 10 月 8 日

監査の結果	措置状況
<p>《注意事項》</p> <p>時間外勤務手当の支給について</p> <p>時間外勤務手当の算出を誤って支給し、追給すべきものがある。週休日の時間外勤務手当の算出単価を、誤って 125/100 で支給していた。135/100 が正しい。</p>	<p>週休日の算出単価 135/100 で再計算を行い、追及分を 10 月で支給する。</p> <p>時間外勤務手当の計算にあたっては、計算後に時間外単価などを再度チェックすることを徹底し、再発防止に努める。</p>

【子育て支援課】

監査の期間：令和 2 年 11 月 12 日から令和 2 年 11 月 26 日

監査の結果	措置状況
<p>《指摘事項》</p> <p>村山市在宅保育支援事業補助金制度の運用について</p> <p>村山市在宅保育支援事業補助金制度の運用に不備がある。同事業補助金の交付決定について、交付申請から交付決定まで遅延が相当数、見受けられる。市補助金交付規則第 6 条及び第 8 条の規定に則り、すみやかな事務処理を心掛けられたい。</p> <p>また、制度設計にあたっては、関係する課と十分相談のうえ、市民に寄り添った分かりやすい事業の実施を心掛け、適正な対応を取られたい。</p>	<p>関係する課と協議のうえ、村山市補助金交付規則に沿って事務処理を行い、申請者にも丁寧に分かりやすい説明を行った。</p> <p>今後は、関係する課と更に十分な協議をしたうえで制度設計を図り、適正に処理を行う。</p> <p>また、市民に対しては丁寧な説明を行い、より一層分かりやすい事業になるよう努めていく。</p>

【東京オリンピック・パラリンピック交流課】

監査の期間：令和3年2月4日から令和3年2月16日

監査の結果	措置状況
<p>《指摘事項》</p> <p>時間外勤務手当の支給について 時間外勤務手当の算出を誤って支給し、返納すべきものがある。</p> <p>〔返納〕特別休暇を取得した日における時間外勤務手当の算出単価 125/100 とすべきところ、誤って週休日の振替を行った日の時間外勤務手当の算出単価 135/100 を適用し、支給していた。</p>	<p>特別休暇を取得した日における時間外勤務手当の算出単価で算出した正しく支給すべき額と、誤って算出した支給額の差額を、3月給与支給日に返納する事務処理を行った。時間外勤務手当の計算にあたって、計算後に時間外単価などを再度チェックすることを徹底し、再発防止に努める。</p>

【商工観光課】

監査の期間：令和3年2月16日から令和3年2月24日

監査の結果	措置状況
<p>《指摘事項》</p> <p>時間外勤務手当の支給について 時間外勤務手当の算出を誤って支給し、追給すべきものがある。</p> <p>〔追給〕週休を勤務日とした日が属する1週間における勤務時間について、1週間の正規の勤務時間を超えているため、超えた勤務時間に 25/100 の時間外勤務手当が生じているが、支給されていないものがある。</p>	<p>追給については、3月給与にて対応する措置を行った。</p> <p>今後、時間外勤務手当支給にあたって、手当計算担当者の事務処理前に、時間外勤務命令簿と週休日の振替簿を、課長補佐及び係長による二重チェック体制とし、事務処理に遺漏がないようにする。</p>

【学校教育課】

監査の期間：令和3年2月24日から令和3年3月2日

監査の結果	措置状況
<p>《注意事項》</p> <p>物品購入に係る契約における手続きについて</p> <p>令和2年度教師用指導書に係る売買契約について、村山市物品指名競争入札審査委員会に上程されておらず、業者の選定・決定や事務手続きが不適切なものと認められる。契約にあたって、村山市契約に関する規則等に則り適切な手続きを取られたい。</p>	<p>指導書は、教科書と同様に各学校担当の教科書取次供給所を通じて供給され、供給元や価格が定められていることから、納入前年度に予約、年度当初に契約という手順で処理していたもの。</p> <p>今後は、納入前年度中に債務負担行為を行い、指名審査会に諮ることとし、また、担当の異動の際には引継ぎ事項として情報共有を徹底する。</p>